

令和6年度豊前市基幹系システム調達業務調達仕様書

令和6年9月

豊前市

目次

第1章 調達件名.....	3
第2章 調達の概要.....	3
1. 目的.....	3
2. 用語の定義.....	3
3. 業務の概要.....	4
4. 現基幹系システムの概要.....	5
5. 情報システム化の範囲.....	6
6. 工程の定義及びスケジュール・納入成果物.....	6
第3章 情報システムの機能要件.....	8
1. 機能要件.....	8
2. 連携機能要件.....	9
第4章 情報システムの非機能要件.....	9
1. 規模要件.....	9
2. その他の要件.....	10
第5章 情報セキュリティ要件.....	10
1. 利用者管理.....	10
2. 情報セキュリティ対策.....	11
第6章 情報システム稼働環境等の要件.....	11
1. システム提供環境.....	11
2. 外部ネットワーク（回線）環境.....	11
3. 内部ネットワーク環境.....	11
4. 端末及び周辺機器環境.....	12
第7章 データ移行に関する要件.....	12
1. 移行に係る要件.....	12
2. 移行対象データ.....	12
第8章 稼働テスト及び運用検証要件.....	13
第9章 教育及び本番切替の要件.....	13
1. 教育に係る要件.....	13
2. 本番切替に係る要件.....	13
第10章 運用要件.....	14
第11章 保守要件.....	14
第12章 作業の体制及び方法.....	14
1. 推進体制.....	14
2. 導入方法.....	15

第13章 その他条件等.....	15
1. 業務の再委託.....	15
2. 契約不適合責任	15

第1章 調達件名

令和6年度豊前市基幹系システム調達業務（以下「本業務」という。）

第2章 調達の概要

1. 目的

豊前市（以下「本市」という）では、現在国による『自治体 DX の推進』の一環として、「自治体システムの統一・標準化」（以下「標準化」という）の実施に向けた準備を行っており、令和7年度迄に「標準化に対応した基幹系システム」へ刷新することを目指しています。

本市では平成3年度よりオールインワンパッケージを導入し、現在は、日立ソリューションズ西日本社（以下、「HSW」という）の提供する基幹系システムを利用しています。電算化には早期に着手したものの、その後はマイナンバー導入等の国の制度改正や法改正に対応してきましたが、新たな制度の導入に伴う改修やシステムの運用面で業務上様々な問題を抱えています。

一方で国は「自治体システムの標準化」や「ガバメントクラウドへの移行」を進めております。これに伴い本市の基幹系システムは大幅な変更が必要となっており、ガバメントクラウドという新たなクラウド環境に新たなシステムを適切に導入する必要があります。本庁としてはこの機会に基幹系システムの運用事業者を見直し、新たな事業者とともに「標準化に対応した基幹系システム」を導入することとなりました。

標準化に対応した基幹系システムの導入にあたっては、財政状況等の制約から可能な限りコストの抑制を図る必要があります。これとともに、事業者においても標準化への対応等多忙な時期と重なることから、本市でも本市と事業者（以下、「受注者」という）の双方にとって無理のない刷新が図れるよう、柔軟なスケジュールを設定し、ガバメントクラウドの活用など見据えた、基幹系システムの利用を目的とします。

2. 用語の定義

用語の定義については、以下のとおり。

No.	用語	定義
1	現基幹系システム	現在 HSW が保守・運用支援を行っている住民情報システムで、他社が保守・運用を行い標準システム（下記 7 参照）に移行するものを含まない。
2	新基幹系システム	本業務で調達するシステムで、別表 1「対象業務一覧」において導入対象業務と位置付けたもの。
3	連携対象システム	新基幹系システム以外の住民情報システムで、別表 1「対象業務一覧」において連携対象業務と位置付けたもの。
4	受注者	本業務の受注者
5	利用者	システムを利用する者。本市の正規職員、任期付職員、再任用職員、嘱託職員、臨時職員等が該当する。
6	システム管理担当者	本市において基幹系システムの管理を担当している者。デジタル化推進室の職員がこれにあたる。

7	標準システム	国が定めた標準仕様書に準拠したシステム
8	標準仕様書	標準化対象 20 業務について、国が機能要件や帳票要件等を定めた仕様書
9	ガバメントクラウド（CSP）	国が指定したデータセンターにおけるクラウド環境で、自治体システムの標準化においてこの利用が推奨されている。CSP は、上記クラウド環境を設置及び運用している事業者。国が実施したガバメントクラウド先行事業では、AWS（Amazon Web Service）が利用された。
10	基幹系システム（標準システム）導入事業者（ASP）	ガバメントクラウド上に標準化した基幹系システムを導入し、運用を行う事業者。
11	ガバメントクラウド接続回線事業者	本市よりガバメントクラウドに至る接続回線を提供し、その保守・運用を行う事業者。
12	ガバメントクラウド運用補助者	新基幹系システムの稼働に際し、ガバメントクラウド内の稼働環境の管理及び最適化を行い、サーバ環境の運用状況の報告及び不具合対応を行う事業者。上記 9 に示す基幹系システムの導入事業者（ASP）がこれを兼ねる場合もある。
13	ガバメントクラウド接続ネットワーク運用補助者（以下、「ネットワーク運用補助者」という）	本市よりガバメントクラウドに接続するネットワークの管理を行い、基幹系システムとこれ以外の標準システムの連携を管理し、ネットワークの運用状況の報告及び不具合対応を行う事業者。上記 10 のガバメントクラウド接続回線事業者と一体的にサービス提供する場合もある。

3. 業務の概要

本業務では、令和 7 年度末までに国が進める自治体システムの統一・標準化の対応をスムーズに行うために、現在利用している基幹系システムから、標準化対応を見据えた基幹系システムへの刷新化を行い、令和 7 年度内に標準システムを含む新基幹系システムの本稼働に向けた準備を完了させることとする。

本業務で対象となる業務については、国が進める標準化の対象となる 20 業務及び、本市が現在利用している基幹系システムで利用している業務を対象とする。（別表 1 「対象業務一覧」参照）

なお、本業務の受注者は、令和 8 年度以降新基幹系システムの保守・運用事業者として別途契約を締結することとしており、その際は基幹系システム（標準システム）導入事業者（ASP）及びガバメントクラウド運用補助者としてガバメントクラウド上で適切な保守・運用を行うこと。

また、ガバメントクラウド運用補助者及びネットワーク運用補助者が担う業務及びこれら補助者との役割分担については、本市と受注者が協議の上決定する。

受注者がガバメントクラウドの利用を行わない場合の提供環境については、本市と受注者が協議の上決定する。

4. 現基幹系システムの概要

(1) 業務システムの構成

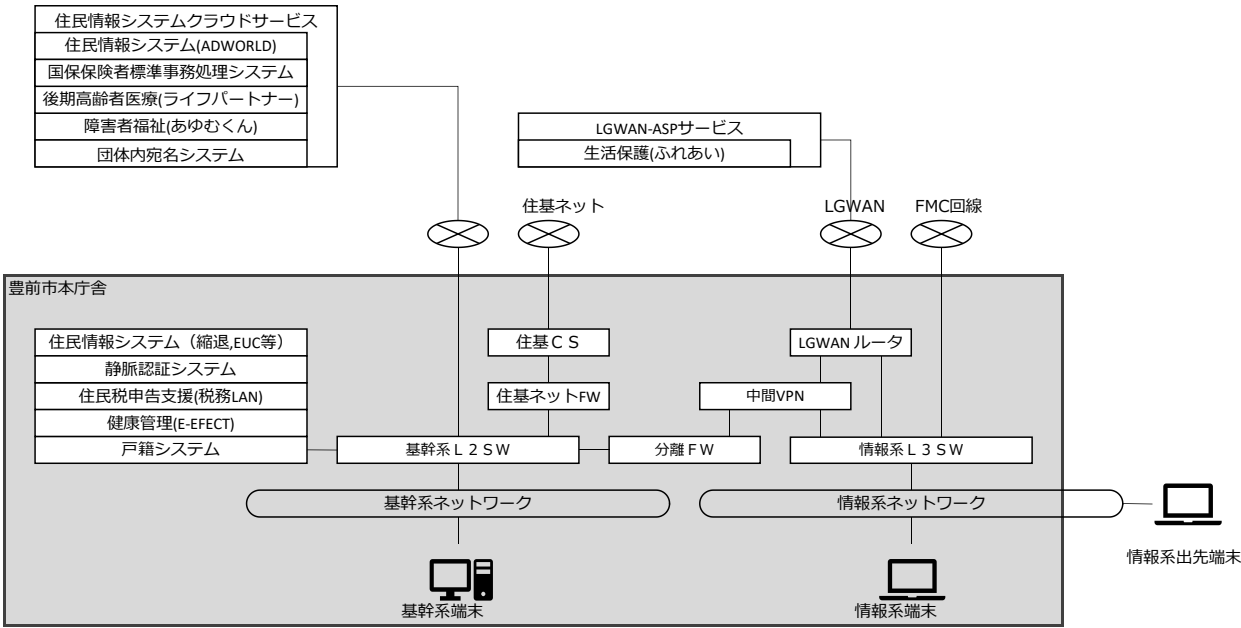
現基幹系システムは、別表1「対象業務一覧」の現在利用している対象システムのとおり。

(2) システム環境の構成

現在利用している基幹系システムは本庁デジタル化推進室から現行基幹系システム事業者が提供しているデータセンターに接続し、このデータセンター内のクラウド環境を利用している。

ネットワークについては、図1のとおり基幹系（番号利用系）ネットワークとLGWAN系ネットワークをファイアウォールにより分離して、利用可能な端末の制御を行っている。

図 1 現基幹系システム・ネットワークイメージ図



5. 情報システム化の範囲

(1) システム化対象業務の範囲

本業務におけるシステム化の対象範囲は、別表1「対象業務一覧」の通りで、以下の区分を設けている。

○：導入対象業務

△：連携対象業務：本業務の対象外のシステムで、新基幹系システムとのデータ連携を行う業務（なお、戸籍システムについては、国の求める仕様に従い住基ネットを経由して連携する。）

(2) システム提供環境の範囲

本業務におけるシステム化の対象範囲は、ガバメントクラウド上に標準システムを含む新基幹系システムを導入したうえで、本稼働が可能な状態を実現することとし、このために必要な本市庁内のネットワーク環境の変更を含める。

なお、本稼働が可能な状態の実現に向けて、受注者はガバメントクラウド接続回線事業者及びネットワーク運用補助者との綿密な協力を行い、事業者間の調整に起因する遅延を発生させないように努めること。

また、システムサービス利用にあたって、本庁内にサーバ等の機器が必要な場合は、その機器等の設置を含める。設置を行う場合は、本市に機器名や仕様、用途を書面で提示したうえで、本市の了承を得ること。加えて、ガバメントクラウドから本庁に至る回線及びネットワークの途中に、受注者が指定するデータセンターが必要な場合は、これを範囲に含める。この場合も、本市にデータセンター名や用途及び設置が必要な理由について書面で提示したうえで、本市の了承を得ること。

(3) 本事業の主な作業範囲

本業務の主な作業範囲は、次のとおりとする。

- ア 実施計画書（移行スケジュール、WBS）の策定
- イ 新基幹系システムの環境構築
- ウ 庁内の既存ネットワーク環境の設定変更作業
- エ 新基幹系システム仕様要件等の確認
- オ 新基幹系システムのセットアップ及び設定
- カ データ移行・整備
- キ 新基幹系システム稼働テスト
- ク 新基幹系システム運用検証
- ケ 本番稼働準備・切替及び立会い

次の作業については、本委託業務外とする。

- ア 現基幹系システムからのデータ抽出作業（現行）

6. 工程の定義及びスケジュール・納入成果物

(1) 構築スケジュール及び作業内容

本市では、令和8年3月迄の稼働に向けて、図3の想定スケジュールを基に提案を求める。
以下、各工程の作業内容を示す。

ア 実施計画書の策定

契約後、受注者は本調達仕様を基に実施計画書を作成する。実施計画書には、スケジュールをWBS形式で記載し、体制、役割、プロジェクト管理基準、会議体等を定める。

なお、データ移行に関する現基幹系システム事業者との調整、及び稼働テストの実施、操作研修の実施、本番切替など、本市職員による事前の準備や調整が必要な場合は、その調整期間や内容を含めて実施計画書に記載すること。

イ 新基幹系システムの環境構築及び設定

受注者は、ガバメントクラウド（及び必要に応じて受注者が指定するデータセンター）上に本市が利用できる新基幹系システムサービスの提供環境を準備（構築）する。本市の指定するガバメントクラウド接続回線事業者及びネットワーク運用補助者との協力の下で、ガバメントクラウドから本市のネットワークに接続できる環境を構築する。必要に応じて本市庁内のネットワークの設定変更等を行うこと。

あわせて、ガバメントクラウド上で利用するソフトウェア等の要件を定め、本市が利用する新基幹系システムのセットアップ及び環境設定等を行う。

ウ データ移行・整備

受注者は、現基幹系システムから抽出されたデータに対して、新基幹系システムで利用するデータに移行する。抽出されたデータの過不足及び不備等については、本市の担当者と協議の上対応を決定する。

カ 新基幹系システム稼働テスト

受注者は、システム稼働に必要な全体を通してのテストを行う。この際に、事前に必要となるデータ移行項目などがある場合は、その内容を提出し、本市の担当者と協議しデータを準備できるようにする。

キ 新基幹系システム運用検証

受注者は、本市担当者に対して、新基幹系システムの運用に不備がないことを説明し操作研修等を行う。運用検収計画書や標準マニュアル等がある場合は、事前に本庁の担当課に提出する。

また、本市で研修内容（場所、回数、対象人数、研修用データ）等に関し、事前準備が必要な場合は、事前に協議する。

ク 本番稼働準備・切替及び立会い

受注者は、本番切替にあたっては、（リハーサル等を実施し）リスク等を本市と共有し、本番切替計画書等を作成して、本市担当者及び関係事業者と調整を図り本番切替を行う。

また、本番をむかえる業務（機能等）については、立会等を行い、リスク回避について十分に配慮すること。

(2) 納入成果物及び期限

本調達での成果物と納入期限は表1のとおりとするが、国による標準仕様書及びガバメントクラウド利用、ネットワーク運用補助に関する仕様の公表及び改版の状況により変更する場合がある。また、受注者より、表1の成果物より納品をよりの確に確認できる成果物が提案された場合は、本市の協議の上採用するか決定する。また、標準システムへの移行に伴い、本市に限らない課題の提示や

情報共有が必要な場合は、受注者がユーザ市町村全体に提示する資料をもって成果物とすることを妨げない。なお、成果物の納品は、書面及び電子媒体とする。

表 1 成果物と納入期限

導入作業	成果物	内容説明	納入期限
実施計画書の策定	業務実施計画書	計画書及び計画表（日程表、成果物、WBS、体制図等を含む。）	受託後 2 週間以内
新基幹系システムの環境構築	ガバメントクラウド環境設計書(仮)	ガバメントクラウドにおける基幹系システム提供環境の説明資料等	令和 7 年 4 月 30 日
	ネットワーク環境設計書	ガバメントクラウド接続に際し、庁内ネットワークの変更を行う場合、設定内容等の確認を行う資料	令和 7 年 4 月 30 日
新基幹系システム仕様要件等の確認	標準仕様要件書	標準仕様書に基づき新行政システムの機能が確認できる資料等	令和 6 年 12 月 27 日
テスト実施内容の確認	テスト実施要領(仮)	テストの種類や概要をテスト実施前に確認できる資料等	令和 7 年 8 月 29 日
	運用マニュアル、業務手順書	本市職員が新基幹系システムの運用に際して必要となる運用マニュアル及び各システムの利用者がシステム操作をする際の手順書	令和 7 年 8 月 29 日
作業体制、プロジェクト管理及び会議等の資料	管理表	品質管理、課題・問題管理、変更等（定例会議毎に提出・報告）	随時
	報告書	進捗報告（定例会議毎に提出） ・作業報告、臨時・緊急報告等	随時
	打合せ議事録等	議事録（会議・打合せ終了後 5 日以内に提出）	随時

成果物については、納期限内に納品後、本市の受入検査を実施し、受領書の通知と合わせて完了とする。ただし、受入検査において、記載不足や誤りなどの指摘事項があった場合、その旨を本市より通知し、その後の対応については、本市と協議し決定する。

第 3 章 情報システムの機能要件

1. 機能要件

機能要件については、本市の規模に合わせて、提案される新基幹系システム・パッケージの標準機能を基本とする。なお、標準化対象の 20 業務については、国から標準仕様書が示されることから、導入

時点から変更見直し等があることを留意すること。

但し、国の定めた仕様に基づく以下の機能及びシステム共通機能（ユーザ管理、帳票管理等）については、特に提示する機能等はない。

- ・申請管理システム
- ・団体内統合宛名システム
- ・住基ネット連携 等

2. 連携機能要件

本市の利用する住民情報系のシステムには、別表1「対象業務一覧」に示すものがすべてとなっており、これ以外のシステムとのデータ連携はない。

また、戸籍システムについては、国の示す仕様により住民記録システムとの連携を行わず、住基ネットからの連携を行うこととなったため、連携要件を示さない。

第4章 情報システムの非機能要件

1. 規模要件

(1) 端末数、ユーザ数

現在利用している部署及び端末数、ユーザ数については、別表1「対象業務一覧」に示すとおり。

(2) データ量

現基幹系システムにおけるデータ量については、表2に基づき、表中の件数等を参考にすること。

表 1 各業務のデータ量

業務	主な内訳とデータ量（令和4年度内での調査件数）		
住民基本台帳	人口数	24,050	外国人含む
	世帯数	11,785	
印鑑登録	印鑑登録数	865	
宛名管理	住登外者数	15,906	個人・抹消含む
	法人数	13,809	法人・抹消含む
国民健康保険	国民健康保険加入者数	5,033	
	加入世帯数	3,384	
個人住民税	課税対象者数	11,744	令和4年度課税対象分
	非課税対象者数	12,656	令和4年度課税対象分
固定資産税	土地筆数	65,089	令和4年度課税対象分
	家屋筆数	19,781	令和4年度課税対象分
	償却資産対象法人数	734	令和4年度課税対象分
	償却資産対象個人数	522	令和4年度課税対象分

	納税義務者数	12,833	令和4年度課税対象分
軽自動車税	車両数	13,866	令和4年度課税対象分
	納税義務者数	13,755	令和4年度課税対象分
収納管理	納税義務者数（全税）	22,446	延べ人数
滞納管理	税滞納者数（現年度）	986	令和4年度滞納分
	税滞納者数（過年度）	1007	令和3年度以前滞納分
国民年金	国民年金加入数	3,342	
後期高齢者医療	被保険者数	5,050	
子ども医療費助成	給付対象者件数	2,834	
ひとり親家庭等医療費助成	給付対象者件数	695	停止中含む
重度障がい者医療費助成	給付対象者件数	607	
子ども子育て支援	対象事業所数	25	
	対象児童数	700	
児童手当	対象児童数	1,400	
学齢簿・給食費	小学校数	10	
	小学校児童数	1,253	
	中学校数	4	
	中学校生徒数	472	
就学援助	支給者数	388	

2. その他の要件

上記以外の非機能要件については、国が示す標準仕様書の非機能要件を満たすことを前提に、受注者の提案を参考に、本市と受注者の協議によって決定する。

第5章 情報セキュリティ要件

1. 利用者管理

利用者管理については、国が示す標準仕様書のセキュリティ要件を満たすことを前提に、受注者の提案を参考に本市と受注者の協議によって決定する。

なお、基幹系システムの利用端末には二要素認証を導入し、システムの利用記録及び証跡を取得保管すること。取得した証跡は7年間保管できる機能を有すること。

あわせて、システムにアクセスするシステム利用者、システム管理者、システム運用要員及びシステム保守要員が用いるアカウントの管理（登録、更新、停止、削除等）を行うための機能を有すること。

2. 情報セキュリティ対策

本業務を実施するに当たっては、総務省が作成する『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』を参考にしながら、次の法令を遵守した対策を講じること。

【根拠法令】

- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- (3) 豊前市個人情報保護法施行条例(令和 5 年豊前市条例第 11 号)
- (4) 豊前市電子計算組織の管理運営に関する規程(昭和 62 年 6 月 11 日豊前市告示第 35 号)
- (5) 豊前市情報セキュリティポリシー(平成 15 年 10 月 1 日制定)

第 6 章 情報システム稼働環境等の要件

1. システム提供環境

新基幹系システムは、受注者がガバメントクラウド上に環境を構築したうえで、これと接続するネットワークを用意したうえで利用できるものとする。なお、ガバメントクラウド運用補助者及びガバメントクラウド接続ネットワーク運用補助者が担う業務及びこれら補助者との役割分担については、本市と受注者が協議の上決定する。

(1) 提供環境について

受注者が指定する CSP に新基幹系システムの利用環境を構築する。なお、受注者がガバメントクラウドの利用を行わない場合の提供環境については、本市と受注者が協議の上決定する。

また、ガバメントクラウドから本庁に至る回線及びネットワークの途中に、受注者が指定するデータセンターが必要な場合は、これを含めた環境の構築及びネットワーク設定を行うこと。

(2) 庁内に設置するサーバ等について

本調達において、庁内にサーバの設置は原則として行わない予定だが、ダウンリカバリ機器及び通信機器等が必要となる場合はラックを含めた機器等の環境を構築すること。

2. 外部ネットワーク（回線）環境

本市庁舎とガバメントクラウド及び事業者が指定するデータセンターを結ぶ回線については、別途市がガバメントクラウド接続回線事業者及びネットワーク運用補助者を定めるので、受注者はこの事業者との協力の下で外部ネットワークの実現を図ること。

3. 内部ネットワーク環境

本市においては情報セキュリティクラウドの利用及びネットワーク強靱化の導入により、基幹系システムのネットワークは LGWAN 及びインターネットと分離された環境にある。新基幹系システムは、本市の基幹系センタースイッチと接続し利用する。本調達では、センタースイッチまでの引き込みを行うこととし、実現に際しガバメントクラウド接続回線事業者及びネットワーク運用補助者と綿密な協力を行うこと。

また、導入途中で新たに接続機器等が必要になった場合は、本市と別途協議して詳細を決定する。

4. 端末及び周辺機器環境

(1) 端末及びプリンタ

端末及びプリンタについては、新基幹系システム稼働開始前に本市が別途調達し、更新を行うこととしている。端末及びプリンタの機種及び要件については、受注者との協議を踏まえ、本市が決定する。

なお、標準システムを含む新基幹系システムの利用に際し端末にアイコンを設定するなどの作業が発生する場合は、設定に係る場所の確保を含め受注者が作業を行うこと。

現在使用している機器及び更新予定台数の機器のスペックについては、下表「端末・周辺機器一覧」のとおり。

表 3 端末・周辺機器一覧

機器区分	分類名	機種名	数	OS	DB／ソフトウェア	CPU	メモリ	HD
端末	オンライン端末	EPSONEndeavorAT10	65	Windows10 Pro	JUST Office4std	intel G3930	4GB	250GB
プリンタ	原課用プリンタ	RICOH SP6530	35					
	高速プリンタ	RICOH SP8400	3					
	カラープリンタ	RICOH SPC750	1					
スキャナ	イメージスキャナ	EPSON GT-F740	2					

第7章 データ移行に関する要件

1. 移行に係る要件

移行計画書に次の要件を具体的に記述し、それに基づいて本市の了承を得ながら作業を進めること。

- (1) 現行基幹系システムからの情報・データの抽出に関しては、現行基幹系システム運用事業者によって、一般的なファイル形式にて抽出・提供までが行われる。受注者は、当該データを受領することを前提に、必要に応じ、新基幹系システムのデータベースへの移行プログラムの設計、移行後のデータに関する正当性確認プログラムの設計等、移行にあたって必要となる各種作業を実施すること。
- (2) 受注者は、本項 (1) のデータ及びプログラムを前提に、現行基幹系システムで利用している情報データを新システムのデータベース等へ移行し、付随する各種作業を実施すること。
- (3) 移行するデータの範囲（過去の年数）について、本市と現行基幹系システム事業者、及び新基幹系システム受注者の間で協議の上決定する。
- (4) 現行基幹系システムから移行したデータのみでは新基幹系システムの運用に必要なデータが得られなかった場合、受注者は本市と協議の上現行基幹系システムのデータ及び紙媒体で保管されている資料等からデータの生成を行うこと。

2. 移行対象データ

(1) 移行対象データ

移行対象データは、現基幹系システムで管理するすべてのデータ（法定保存年限を超過しているデータを含む）を対象とする。なお、現基幹系システムから抽出が困難かつデータ生成も困難な場合の取り扱いについては本市と受注者の間で協議の上決定する。

(2) 文字データ

移行対象データについては、現行基幹系システム事業者より各業務システムの文字コード情報が提供されるので、これを参照すること。なお、移行元の抽出データ一覧及びコード一覧については本業務の事業者選定の後優先交渉権者が決定した段階で提供されるので、その旨留意すること。

なお、新基幹系システムでは行政事務標準当用明朝を使用することを想定しており、本市において実施した外字を含む文字同定の結果については本市より提供する。

第8章 稼働テスト及び運用検証要件

稼働テスト及び運用検証については、ガバメントクラウドの利用に係る要件及び標準仕様書の非機能要件に基づき、受注者の提案を参考に本市と受注者の協議によって決定する。

現時点で本市が必要と考える要件は以下の通り。

- (1) テストの種類及び実施者、実施の概要、及びテストの結果の判定を行う者を文書で明記したものを、受託後可能な限り速やかに用意すること。
- (2) ガバメントクラウド及び受注者が指定したデータセンター等におけるテストについては、その概要及び結果を本市に通知し、テスト結果に問題がある場合は直ちに本市と協議を行うこと。
- (3) ガバメントクラウドにおける標準システムの稼働前に、運用検証(受入テスト)を実施するので、本市と協議の上その実施時期を定めるとともに、実施内容を受注者が提案すること。
- (4) テスト結果に問題があった場合、受注者はその修正もしくは改善に向けて誠実に対応すること。

第9章 教育及び本番切替の要件

1. 教育に係る要件

操作指導支援として次の業務を実施すること。

- (1) 操作研修として、本事業期間内にシステム管理者を対象とする管理者研修及び一般職員を対象とする利用者研修を行うこと。
- (2) 操作マニュアル等研修に使用する資料は、事前にメール又は電子媒体により提出すること。
- (3) 操作研修に係る全諸経費は、受注者が負担するものとする。
- (4) 本市の求めに応じ、操作指導・研修を実施するものとし、研修場所、その他研修の実施について、必要なことは本市と協議の上、その指示に従い責任を持って行うこと。

2. 本番切替に係る要件

受注者は、本番切替については、以下の要件で実施すること。

- (1) 本番切替に先立ち、受注者は遅くとも切り替えの2か月前までに本番切替のスケジュール(タイムテーブル)を提示すること。
- (2) 予め本市に対して本番切替の日時及び作業時間を連絡し、本市の了承を得たうえで実施すること。
なお、本市への通知は業務への影響や庁内各課への通知等の時間を確保するため、切替日の2か月前までに告知すること。

- (3) 本番切替の実施前に、本市職員の立会いの下でリハーサルを実施し、本番切替が問題なく行えるという見通しを立てた後に、本番切替を実施すること。リハーサルの実施日の本市への通知は本番切替実施日の通知と同時にすること。
- (4) 本番切替は原則として土曜休日を含む時間外に実施し、本市業務への影響を極力少なくすること。
- (5) 現基幹系システムとの並行稼働は行わないこと。なお、受入テストの結果及びリハーサルの結果、やむを得ない事情により並行稼働が必要となった場合には、本市にその理由と本番切替スケジュールを提示の上、本市と協議の上決定に従うこと。

第 10 章. 運用要件

令和 8 年度以降受注者と別途契約する新基幹系システムの運用業務の要件は以下の通り。

運用要件については、ガバメントクラウドの利用に係る要件及び標準仕様書の非機能要件に基づき、受注者の提案を参考に本市と受注者の協議によって決定する。

現時点で本市が必要と考える要件は以下の通り。

- (1) 運用業務の内容を明示した資料を、受注者の行う作業と本市が行う作業に区分して明示すること。
- (2) 受注者の行う作業は、本市への訪問とコールセンター等リモートのサポートに区分して説明すること。
- (3) 本市が行う作業に関しては、作業の進め方を提示したマニュアル等の資料を用意すること。

第 11 章 保守要件

令和 8 年度以降受注者と別途契約する新基幹系システムの保守業務の要件は以下の通り。

保守要件については、ガバメントクラウドの利用に係る要件及び標準仕様書の非機能要件に基づき、受注者の提案を参考に本市と受注者の協議によって決定する。

現時点で本市が必要と考える要件は以下の通り。

- (1) システムの遅延、停止等の不具合発生時の連絡体制を明示すること。
- (2) ガバメントクラウド内のサーバ等の環境、及びガバメントクラウド接続回線・ネットワークの不具合発生時の連絡通報体制を明示すること。その中で、ガバメントクラウド運用補助者及びガバメントクラウド接続ネットワーク運用補助者との役割分担を明示すること。
- (3) 不具合発生後の対応に関する報告は、特に軽微なものを除き、原則として速報（不具合発生直後の対応）、経過報告、結果報告の各段階で書面にて実施すること。
- (4) 通報・報告に際しての書式を定めること。

第 12 章 作業の体制及び方法

1. 推進体制

- (1) 「システム導入責任者」「現場責任者」及び「プロジェクト管理者」の配置

受託業務の責任者として、新基幹系システムへの導入及びデータ受入に責任を負う「システム導入責任者」及び本市との協議及び運用支援を行う「現場責任者」を配置すること。なお、「システム導入責任者」と「現場責任者」は兼務することを可とする。

また、「システム導入責任者」と「現場責任者」のいずれかをプロジェクト管理者とし、受託業務における情報を一元管理すること。プロジェクト管理者は、受託業務の終了まで実質的なリーダーとして継続的に担当すること。

(2) 体制の確保

受託業務に係る体制は、新基幹系システムが順調に稼働することが確認できるまで確保すること。

(3) その他

受託業務を適切に履行することができないと本市が判断した場合、本市の要請に応じて体制の見直し等、改善を図ること。

2. 導入方法

(1) プロジェクト計画書の作成

受注者は、本業務の契約後 2 週間以内に、本仕様書で求める作業スケジュール、セキュリティ対策、テストの実施、データ移行、教育、本番切替、運用業務の内容、体制及び保守の内容等を記載の上、本業務の実施体制及び連絡先を記載したプロジェクト計画書を作成し、本市の了承を得ること。

(2) プロジェクト管理

受注者は、プロジェクト計画書に記載された内容に基づき、本業務の進捗管理を適切に行なうこと。本業務の進捗状況を本市と共有し、業務実施上の課題が生じた場合の対応を迅速に行うため、「システム導入責任者」「現場責任者」は、本市と協議の上定例の報告会を概ね月に 1 回程度実施すること。なお、定例会の開催前に迅速な対応が必要な場合は、臨時的協議の場を設けるため、「システム導入責任者」「現場責任者」のいずれかが出席の上対応すること。

第 13 章 その他条件等

1. 業務の再委託

- (1) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。

ただし、受注者が本業務の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について提案時に記載し、本市が了承した場合は、この限りでない。

- (2) 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は再委託の相手方に対して、本業務の受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- (3) 受注者は、本市が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、本市の承認を得るものとする。

2. 契約不適合責任

- (1) システム納入から起算して 1 年以内に障害が発生した場合、本市から問合せを受けた受注者は速やかに原因究明に協力しなければならない。

- (2) 受注者は、障害対応を実施した際は、本市の指定する書式にて、電子メール及び書面により本市担当者に報告を行うこと。

以上